令和５年４月１日
国士舘大学不正防止委員会

コンプライアンス教育の実施について

文部科学省による科研費等の不正使用の防止等を目的とした「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日・文部科学大臣決定）により、コンプライアンス教育の実施が義務化された。

本学におけるコンプライアンス教育の内容等を不正防止委員会において、次のとおり定め、不正使用等を防止する。

１.コンプライアンス教育の目的

不正を未然に防止し、研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるかなどを理解させるために実施する。

２．コンプライアンス教育の実施者

コンプライアンス推進責任者との連携により、不正防止委員会が実施する。

３．コンプライアンス教育の実施方法、時期、受講対象者等

（１） 実施方法：講義方式にて定期的に実施する。新規採用者は採用時に実施する。

（２） 受講対象者：研究費の執行に関わる全ての教職員及び関係者（コンプライアンス推進責任者、研究倫理教育責任者等を含む。）

（３） 受講の提出書類：誓約書、「コンプライアンス研修」理解度アンケート

４．コンプライアンス教育の内容

（１） 国士舘大学研究者等行動規範の周知

国士舘大学研究者等行動規範を周知する。

（２） 使用ルールの周知

公的研究費使用ハンドブックにより関連規程等を含むルールを周知する。

（３） 不正使用となる次の行為の具体例を周知

預け金、プール金、品名替え、カラ出張、旅費の水増し請求、旅費の二重受給、旅費の私的利用、カラ謝金、謝金・賃金の環流等

（４） 不正行為を行った場合の処分等の周知

① 文部科学省等による処分

使用制限と応募資格の制限、研究費の返還、間接経費の減額、資金の支給停止等

② 国士舘における処分等

教員規則等による不正使用を行った研究者と関係者（コンプライアンス推進責任者、研究倫理教育責任者等を含む。）の懲戒。悪質な場合には、刑事告発や民事訴訟があり得ること。

③ 不正と処分内容のホームページ等による公表

（5） 機関内外からの相談窓口と告発窓口の周知

① 相談窓口･･･学術研究支援課

② 告発窓口･･･監査室

（6） 監査結果の周知

監査報告の取りまとめ結果について周知

（7） 公的研究費配分機関作成の「コンテンツ」を開示

文部科学省の不正防止に関する施策及び不正使用の具体例等の周知

５．コンプライアンス教育内容の改善

コンプライアンス教育内容については、受講者の理解度（アンケート及び個別面談等の調査による。）及び関連法令等の変更等に対応し、適時、見直し改善する。